

ケアプランデータ連携システム普及促進事業

業務委託仕様書

1 委託業務の目的

本業務は公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」（以下「連携システム」という。）の導入を促進し、データ連携グループを構築するため、連携システムに関する説明会・導入支援・導入効果測定及び好事例の横展開等を実施し、介護事業所の業務の効率化を推進することを目的とする。

2 委託業務履行期間

契約締結日から2027年（令和9年）3月31日まで

3 業務場所

福山市内の介護サービス事業所等及びその他発注者が指定する場所

4 事業実施の対象

市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所（約1,100事業所）

このうち、直接介入して連携システムの導入支援をする事業所数としては、市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所含め、100事業所程度を想定する。

5 受注業務内容

受注者は発注者と協議のうえ、次に記載する業務及びそれらに付随する業務を行うものとする。

(1) 説明会・研修会の開催

参加を希望する市内居宅介護支援事業所、介護サービス事業所に対して本事業の目的、事業計画等の説明会を2回以上開催すること。

また、事業参加を促進するための生産性向上をテーマとした研修を開催すること。

対面、オンラインのどちらの開催方法でも可とする。対面の場合は発注者と協議の上、会場等は福山市役所庁舎内会議室等を利用する際は発注者が用意する。

なお、説明会及び研修会は同時開催でも可とする。

(2) 連携システム導入直接介入支援

連携システムの導入支援については、市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所に直接的に介入することとし、システム導入の完了まで支援を行うこと。また、システム導入にあたっては、必要に応じて連携システムを活用した業務運用フローの見直し等も支援すること。

システム導入支援の方法については、対面・非対面のどちらでも可とし、システム導入支援に必要な資料等は、既存資料の活用でも可とする。ただし、オンラインでの対応が難しい場合もあるため、必要に応じて対面での対応を行うこと。

なお支援にあたっては、事業所がシステムを導入後、継続して活用できるよう最大限留意すること。

(3) 効果測定調査

受注者は本業務における分析や効果の報告のため、市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所へのヒアリング調査等を実施すること。

なお、調査については連携システムの導入前後で行い、システムを活用しデータ連携をしたことによる効果を具体的に測れるよう対応すること。

(4) 業務報告書及び横展開資料の作成

受注者は、実施した業務内容等を記載した業務報告書を作成すること。また、ヒアリング調査等でシステム導入・活用による好事例などを基に、より多くの市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所に対して、システム導入を促すための周知に活用できる、分かりやすい事例集を作成すること。

(5) 共通事項

受注者は各業務で使用した資料や作成した業務報告書等を、成果物として発注者へ納品すること。

6 成果物

本業務において納品する書類等については次のとおりとする。

(1) 提出先は福山市役所保健福祉局長寿社会応援部介護保険課とする。

(2) 提出部数は次のとおりとする。

ア 電子情報：CD-R 1部

イ 業務報告書紙面：2部（本業務で使用・作成した資料すべてを含む書類を整理して添付すること）

ウ 横展開資料：30部

(3) データは直接印刷が可能な解像度で、完成原稿の形式はPDF及びWord又はExcel等の加工できるもの（Microsoft社Windows、Word2019で対応可能）とすること。

原稿及びその添付図（グラフ・図形等）、根拠資料等一式を納入するものとする。データは整理してWindows対応の電子媒体（CD-R）に格納するものとする。

(4) 本契約において納入される成果品の著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）は、発注者に帰属するものとする。なお、受注者は成果品（著作権の帰属にかかわらず。以下同じ。）につき、発注者に対し、著作権法第18条から第20条までの著作人格権を行使しないものとする。また、成果品について、横展開における好事例等として、発注者がこれを利用し、若しくは提示を受け、内容を公表し、業務の目的と態様に応じて内容を改変することに係る一切については、各当事者は、いずれも受注者を含めた相手方の同意や確認及び対価の支払いを要せずに行うことができるものとする。

7 実施体制

(1) 「5受注業務内容」「(2) 連携システム導入直接介入支援」の実施に際し、福山市へ定期的に現地訪問することが可能な体制とすること。

(2) 受注者は、発注者との情報共有、進捗・課題整理を行う業務責任者を配置すること。

(3) 業務場所は特定の場所を定めない。業務を実施するにあたり合理的と判断される場所を発注者・受注者協議のうえ定め、円滑な業務実施に努めるものとする。なお、業務場所の確保にかかる一切の費用を受注者が負担すること。

8 留意事項

(1) 各居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所における連携システムの導入にあたり、必要となる機器等やライセンス料の費用など、これにかかる一切の費用については受注者の負担は発生しない。

(2) 発注者は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとし、受注

者は、その求めに応じなければならない。

- (3) 受注者は、業務の全部を第三者に委託または請負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 本業務を遂行するにあたって必要な事項や本仕様書の解釈に疑義が生じた場合については、発注者及び受注者協議の上決定する。
- (5) 契約金額に係る消費税及び地方消費税については、業務完了日における消費税法及び地方税法の税率が適用される。

9 委託料の支払い

業務委託料は業務完了後に一括払いとし、発注者から業務完了報告書を受領し、検査合格後、適正な請求に基づき支払うものとする。

10 その他

この仕様書に記述のない事項等については、発注者と協議して定めるものとする。